



日本語教師になろう!

求職者支援訓練

日本語教師養成科

- 420 時間日本語教師養成プログラム
- 日本語教育能力検定にも対応
- 学生管理に必要な知識(ビザ、入国管理)
- ビジネスコミュニケーション
- 外国人留学生等との意見交換 など

12月14日
姫路校にて開講

受講生募集

コース説明会開催

求職者支援訓練/実践コース
訓練番号 4-24-28-02-20-0431

追加募集
11/20締切

募集定員●30名

訓練期間●平成 24 年 12 月 14 日

～平成 25 年 6 月 13 日 原則平日 9:30～16:00

追加募集期間●平成 24 年 11 月 14 日～11 月 20 日

追加選考日時●平成 24 年 11 月 26 日 9:30～

選考方法●面接及び筆記試験(一般常識) 筆記具持参

受講費用●教科書代 13,125 円のみ必要。受講料は不要。

追加選考結果通知日●平成 24 年 11 月 28 日

訓練推奨者●日本語教師の資格を取得し、国内外の日本語学校や外国人を受け入れている企業で日本語教師として就職を考えている方

受講場所●ビジョンクエスト 姫路校

開催場所 ビジョンクエスト 姫路校
【追加開催】

11 月 15 日(木)

◆午前 10 時～ ◆午後 1 時～
(1 日 2 回実施)

11 月 17 日(土)

◆午前 9 時 30 分～

※各回 1 時間の予定です。

※筆記用具をご持参ください。



お問い合わせ
受講場所
説明会及び選考場所

ビジョンクエスト姫路校
〒670-0936 兵庫県姫路市古二階町80

TEL.079-284-3816
HP. <http://www.vision3816.com>



日本語教師養成科 受講生募集



●日本語教師になるには

海外からの留学生や、企業で働く外国人に日本語を教える日本語教師という仕事。今話題の本やドラマで耳にした方も多いかも知れません。グローバル化によって国際交流が活発になる中で、日本語教師の働く場は、国内外に広がっています。外国人に正しい日本語を教える日本語教師として働くには、以下の3条件のいずれかを満たす必要があります。

●日本語教師として働く資格・条件

①大学・大学院で日本語を専攻し、単位を取得する。

②日本語教育能力検定試験に合格する 合格すれば日本語教師の資格が得られますが、合格率は20%程度です。

③日本語教師養成420時間プログラムを修了する。日本語教師養成のための養成講座(420時間)を受講します。一番可能性の高い方法ですが、一般的には50万~70万円程度の費用が必要な上、修了までに1年以上の期間が必要などところがほとんどです。

●職業訓練で受けられる420時間プログラム

今回募集する日本語教師養成科は、上記③の日本語教師養成420時間プログラムに該当する内容になっています。さらに、外国人を受入れている企業で必要な「ビジネス日本語」及び「ビジネスコミュニケーション」や日本語教師として必須の学生管理の知識(ビザの種類、入国管理など)もあわせて学習します。

求職者支援訓練ですので受講料は無料(別途教材費13,125円が必要です)。さらに、6ヶ月で修了できるので日本語教師として働くことを希望する方にとって大人気のコースで、遠方からも参加される方がいます。一定の要件をみたす方には「職業訓練受講給付金」の受給も可能です。(給付条件については、ハローワークでご確認下さい)

コース説明会を開催しておりますので、ぜひ参加して内容をご確認下さい。

■訓練終了後に取得可能な資格

- ・日本語教師養成420時間修了証(出席率9割以上+効果測定+模擬授業の総合判断にて認定)
- ・日本語教育能力検定試験(任意受験)
- ・全養協日本語教師検定(任意受験)

■仕上がり像

日本語教師養成において必要とされる420時間の教育内容に加えて、ビザの種類、入国管理の方法など学生管理に必要な知識も併せて学習します。また、外国人を受け入れている企業での勤務も可能なように、ビジネスコミュニケーションについても学習します。

■就職支援体制

職業紹介事業所 28-ユ-300041

- ①日本語教師の求人の探し方
- ②留学生や海外スタッフからの求人情報提供
- ③求人票の見方
- ④履歴書作成指導
- ⑤職務経歴書作成指導
- ⑥ジョブカード作成指導
- ⑦個別面接練習
- ⑧就職活動計画の策定

- ★ 常駐のキャリアコンサルタントによる就職支援体制
- ★ 前回の日本語教師養成訓練終了後2か月時点で19人中18人が就職(就職率94.7%)

お問い合わせ
受講場所
説明会及び選考場所

ビジョンクエスト姫路校
〒670-0936 兵庫県姫路市古二階町80

TEL.079-284-3816
HP. <http://www.vision3816.com>

日本語を世界の人へ教えよう!

■訓練カリキュラム

科目(学科)		科目の内容	時間
学 科	言語一般	言語の構造一般、日本語の構造、コミュニケーション能力	84
	言語と教育	言語教育法、異文化間教育、言語教育と情報	84
	言語と心理	言語理解の課程、言語習得・発達、異文化理解と心理	15
	言語と社会	言語と社会の関係、言語使用と社会、異文化コミュニケーションと社会	12
	社会・文化・地域	世界と日本、異文化接触、日本語教育の歴史と現状、日本語教員の資質・能力	15
	日本語教育能力	日本語教育能力検定に必要な知識、聴解	75
	学生管理に必要な知識	学生管理の基本知識、ビザの種類、入国管理の現状、実習生制度の概略	15
	ビジネス日本語	ビジネス現場での日本語	15
	ビジネスコミュニケーション	外国人研修生、実習生指導に必要なビジネスコミュニケーションの基本知識	51
	職業能力基礎演習	自己理解・職業意識・表現スキル・人間関係スキル	36
安全衛生	安全衛生について	1	
実 技	教案作成	模擬授業に必要な教案作成	27
	模擬授業(初級)	基本的な文法項目を使った模擬授業	90
	模擬授業(中級)	読解力と文章理解を中心とした模擬授業	60
	教材研究	日本語教材及び関連教材の研究	6
	ビジネスコミュニケーション	ビジネスコミュニケーションの演習	9
職場見学、職業人講和 ※職場見学では外国人留学生・研修生等と日本語学習に対する意見交換等も実施			18
訓練時間総合計：613時間(学科403時間・実技192時間・職場見学等18時間)			

お申込み方法

コース番号: 4-24-28-02-20-0431

まずは、3cm×4cmの証明写真を用意して、自分の住んでいるところを管轄しているハローワークへ行ってください。

1

まずは、自分の住んでいるところを管轄しているハローワークへ行きましょう。ハローワークの所在地・管轄は <http://www.hellowork.go.jp> で確認できます。

2

ハローワークにて求職申請を行い、求職者支援制度の説明及び職業相談を受けて下さい。

3

ハローワーク窓口で **4-24-28-02-20-0431** のコースを受講し、日本語教師として就職したいことを説明して下さい。

4

受講申込書等の書類を受け取り、受講申し込みの手続きをします。給付金の受給を希望される方は、併せて給付金の事前審査も申請。

5

ハローワークの確認を受けた受講申込書を **締切日必着** でビジョクエスト姫路校まで郵送するか持参して下さい。

お問い合わせ 受講場所 説明会及び選考場所

ビジョクエスト姫路校

〒670-0936 兵庫県姫路市古二階町80

JR・山陽姫路駅より北へ徒歩8分

駐車場：近隣にコインパーキング
(60分100円～)あり

TEL.079-284-3816

HP: <http://www.vision3816.com>

E-mail: himeji@vision3816.com



一雇用保険を受給できない求職者の方が対象ですー

■ 「職業訓練受講給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた所定の額（ただし上限があります）

支給対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯（※1）全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方
- ④ 世帯（※1）全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑧ 同世帯（※1）の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
- ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある（※2）場合は、前回の受給から6年以上経過している方（※3）

（※1）同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。

（※2）緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。

（※3）基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となる場合があります。

■ 訓練の受講申込みから職業訓練受講給付金の受給までの流れ

- 1 ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。
- 2 ハローワークで職業相談を受け、適切な訓練コースを選び、受講申込書等の必要書類を受取ってください。
 - ・求職者支援訓練等の訓練コース情報は、兵庫労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ（<http://www.jeed.or.jp/>）にてご覧いただけます。
 - ・再就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練の受講申込みをできないことがあります。
- 3 住所地を管轄するハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください（給付金の受給を希望される方は、併せて給付金の事前審査も申請します）。
 - ・就職活動の状況等をお聴きして、受講の必要性の高さを判定します。
 - ・事前審査には、本人確認書類及び所定の添付書類が必要です。添付書類は、住民票のほか、本人収入や世帯収入を証明する書類、世帯の金融資産を証明する書類等、ハローワークが指定する書類をご用意いただけます。
 - ・事前審査の結果、要件を満たさない場合には給付金が支給されません。また、事前審査を通過しても、下記7の支給申請において支給決定がなされなければ、給付金は支給されません。
 - ・詳しい申請書類の内容や申請手続は管轄のハローワークにおいてご案内しています。
- 4 ご自身で、ハローワークの確認を受けた受講申込書を訓練実施機関に提出してください。
- 5 訓練実施機関による選考（面接・筆記等）を受けてください。
- 6 訓練実施機関から合格通知が届いたら、訓練開始日前日までに住所地を管轄するハローワークにお越しください。ハローワークが「就職支援計画」を作成しますので、これに基づく職業訓練を受けるための支援指示を受けてください。
- 7 訓練受講中～訓練終了後は、月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。給付金の支給申請もこの日に行います。
 - ・給付金は原則1月ごとの支給申請・決定により事後的に支給されます。

（※）職業訓練受講給付金の手続は、「事前審査」と「支給申請」の二つに分かれています。

ご注意ください！求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。